

医療法人社団 三成会 河北前田病院 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育ての両立など仕事と生活の調和を図ることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づき、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025 年 4 月 1 日～ 2028 年 3 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。
男性社員・・・計画期間中に 1 人以上取得すること
女性社員・・・育児休業を希望する職員の 90%以上が取得すること

<対策>

- 2025 年 4 月～ 就業規則に定められている「育児休業」の事項の見直し、最新の法律に対応する形での改定

目標 2：全職員の時間外労働時間の平均を毎月 30 時間未満とする。

<対策>

- 2025 年 4 月～ 意識改革を目的とし、各部署別の残業時間数を公表
- 2025 年 4 月～ 各部署における問題点の検討及び改善
- 2026 年 4 月～ 電子カルテシステムの導入を目指し、業務量の見直し、DX 化による事務の効率化などの取組実施

※それぞれの対策の実施については、早期に実施できるものから順次進めていきます。

※2024 年度までは一般事業主行動計画が未策定でした。未策定のあいだに実施している事項については、2025 年 4 月から実施とし、継続的に取り組むこととします。